

## 前払式支払手段（全国百貨店共通商品券）に関する情報提供

前払式支払手段の名称： 全国百貨店共通商品券  
氏名・商号又は名称： 株式会社ヤナゲン  
支払可能金額等： 1,000 円  
有効期間又は期限： 無期限  
使用できる施設又は場所の範囲： 「全国百貨店共通商品券ご利用店一覧」に記載されている各百貨店でご利用いただけます  
利用上の注意： ご購入いただけない商品等（商品券、ギフトカード、印紙、切手、ハガキ、その他利用店が指定したもの）もあります  
現金とのお引換はいたしません

未使用残高の確認方法： ー  
約款等： 有 詳しくはご利用店一覧・ご利用約款をご参照ください  
ご利用店一覧・ご利用約款：<https://www.depart.or.jp/ticket/>

### 利用者保護：

- ・資金決済法の趣旨と権利  
(趣旨)

資金決済法の規定に基づき、毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等を行うことにより資産保全することが義務づけられております。

### (権利)

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、前払式支払手段に係る債権に関し、当該前払式支払手段に係る発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有します。

- ・発行保証金の保全

当社は次の金融機関と発行保証金保全契約を締結しています。

株式会社大垣共立銀行

- ・無権限取引による損失補償等の方針

盗難、紛失または滅失についてその責めを負いません

### 備考：

お問合せ時間は、営業時間内となります

### 苦情又は相談窓口

所在地： 〒503-8558 岐阜県大垣市高屋町1丁目56番地  
連絡先電話番号： 0584-78-1111 株式会社ヤナゲン